

桐生市の文化財

文化財番号 301

市指定重要文化財

公開区分 公開

種別コード 3 01 02 02

指定日 昭和37年 3月14日

指定名称

こうしょうじ もくちょうふどうみょうおうぞう

光性寺木彫不動明王像

施設名称等

光性寺所蔵



所在地 桐生市東四丁目1-13
管理者 光性寺

指定内容 木彫立像(像高94cm)
製作年代 平安時代

概要

憤怒の相は穏やかで、降三世の姿恐ろしきという印象は与えず、姿勢も肉づきも安静でやさしく、むしろ親しみやすい風貌である。これは彫りの浅い襷や、並行的な衣文である点とともに藤原期の優雅な作風がみられる。また、その形も彫りも京都における本流の手法が明らかで、この像が地方の作でないことを示し、厨子の背面に書かれた記録も明確にその伝来系統を物語っている。

製作時期は藤原末期と思われ、江戸末期頃桐生にもたらされたものであるが、その結びつきが深くないのはややさみしい。この寺に安置された由来については、寺伝に下野国下都賀郡七石村の人妙宏が京都洛北岩倉大雲寺不二坊で仏道を修め、文化14年(1817)に光性寺の住職となったとき京都から動座したとある。

法量は像高94cmで、文様には後世の補色があり、また、瓔珞持物・台座・厨子すべて後世の作で、光背は逸失している。